

「GTEC」「GTEC Junior」商標の使用を希望される方へ

「GTEC」「GTEC Junior」 使用に関するお願い（ガイドライン）

1 はじめに

「GTEC」「GTEC Junior」は、株式会社ベネッセコーポレーションが実施する、「読む」「聞く」「書く」「話す」の英語4 技能をスコア型の絶対評価で測定する試験の名称であり、長年の使用に渡る信頼が蓄積した当社の重要な資産です。

当社では、この重要な資産である「GTEC」「GTEC Junior」を商標登録して保護しておりますので、当社以外の方が「GTEC」「GTEC Junior」を使用される場合においても、そのブランド価値を守り、適切に使用していただくために、本ガイドラインを策定いたしました。

「GTEC」「GTEC Junior」の使用を希望される場合は、本ガイドラインを遵守していただきますようお願い申し上げます。

「GTEC」「GTEC Junior」商標・ブランドの価値を毀損する行為、「GTEC」「GTEC Junior」の価値に便乗するようなことは、行わないでください。商標権侵害及び不正競争防止法に抵触する場合があります。当社にて悪質な使用と判断した場合は、法的措置を含め対応を検討させていただく場合があります。

例)

- ・当社が提供している英語検定及び教育関連事業であると誤認・混同を生じさせる可能性のある態様にて、会社名／英語検定事業名／ドメイン名／ソーシャルメディアアカウント名等に、「GTEC」「GTEC Junior」を使用すること
- ・「GTEC」「GTEC Junior」や「GTEC」「GTEC Junior」を含む商標（「GTEC ●●」等）を出願すること、また「GTEC」「GTEC Junior」と誤認・混同を生じさせる可能性のある商標（「ジテック」「G・T・E・C」等）を出願すること
- ・当社の許可なく、当社が公認または推奨をしている商品・サービスであると誤解を与えるような営業活動、その他の行為をすること
- ・「GTEC」「GTEC Junior」が普通名称であると誤解を与えるような態様で使用する（例：商標登録表示（®）をせずに表示する等）

2 使用申請の要不要にかかわらず、「GTEC」及び「GTEC Junior」を使用する際は、必ず以下のルールを遵守ください。

(1) 表示ルール

- ① 「GTEC」のスペルは全て大文字で、表記してください。例：GTEC、GTEC Junior
- ② 「GTEC」「GTEC Junior」が商標であることを明示するために、一番目立つ箇所にGTEC[®]、GTEC Junior[®]と表示してください。
※ [®]は「上付き」を推奨しますが、「同じ級数で並べる」「下付き」でも構いません。
システム都合などで[®]が表示できない場合は、(R)としてください。
- ③ タイプを合わせて表記する場合
GTEC[®]、GTEC、GTEC Junior[®]、GTEC Juniorのあとに続けて(タイプ名)を表示させてください。
商標と(タイプ名)の間には言葉を入れないでください。
使用例：GTEC[®](Advanced タイプ)、GTEC Junior(Junior Plusタイプ)
不可の例：GTEC[®]対策講座(Advanced タイプ)、GTEC Junior徹底解説(Junior Plus)
- ④ 媒体内の1か所以上に、以下の権利帰属を表示する文を入れてください。
『「GTEC」「GTEC Junior」は、株式会社ベネッセコーポレーションの登録商標です。』
※ 「GTEC」「GTEC Junior」いずれかの名称を使用する場合は、使用する名称のみ権利帰属文に入っていれば問題ありません。
※ 権利帰属文は「GTEC」「GTEC Junior」ロゴの使用有無に関わらず、表示してください。
- ⑤ やむを得ず、ルビを振る必要がある場合は、GTEC[®](ジーテック)、GTEC Junior[®](ジーテック ジュニア)と表記してください。
※ カタカナ「ジーテック」のみの表記は避けてください。
- ⑥ 「GTEC」「GTEC Junior」を表示した媒体には、わかりやすい箇所に提供元を明示し、当社が当該商品・サービスの提供元であると誤解を与える表記は避けてください。
- ⑦ 商品・サービス名や販促等に「GTEC」「GTEC Junior」を以下のケースで使用する場合は、当該媒体に以下『』内の一文を入れ、当社より公認・推奨を受けていると誤解される表示はしないでください。
『この商品・サービスの内容は、株式会社ベネッセコーポレーションの承認や推奨を受けたものではありません。』
(該当ケース)
 - ・ 商品・サービスと紐づけて「GTEC対応(対策)」等訴求しているもの
 - ・ 教材の前記事など商品・サービスの中で「GTEC」「GTEC Junior」の説明がなされ、あたかも公式の「GTEC」または「GTEC Junior」対策のように思われるもの※ 商品・サービス名に「GTEC」「GTEC Junior」を使用しなくとも、書籍の帯、パンフレット、WEB、プレスリリース等に表示する場合は、一文の記載が必要です。
- ⑧ 当社名を記載する際は「ベネッセ」等の略称ではなく、「株式会社ベネッセコーポレーシ

ョン」と正式名称を表記ください。

（２）禁止事項

- ① 「GTEC」「GTEC Junior」のロゴを使用しないでください。（ゴシック体など一般的な書体で表示し、「GTEC」のロゴと類似する書体は使用しないでください）
- ② 「GTEC」「GTEC Junior」をデザイン化、ロゴ化しないでください。
- ③ 当社が制作した販促物等を使用する場合、「GTEC」「GTEC Junior」のロゴを改変等はしないでください。

３ その他

- ・本ガイドラインは予告なく改訂する場合がございます。
- ・本ガイドラインに違反する使用を見かけた場合は、当社窓口までご連絡ください。

〔お問い合わせ先〕

株式会社ベネッセコーポレーション GTECブランド窓口

メール：gtec_brand@mail.benesse.co.jp